

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
 〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
 URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

電子処方箋

薬の処方箋を電子化し、患者の同意のもと過去に処方・調剤された薬の情報を複数の医療機関・薬局で参照可能に。今月26日からシステムを導入した施設で運用開始。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/16(月) 赤口 世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)
17(火) 先勝 阪神大震災から28年
18(水) 友引
19(木) 先負 芥川賞・直木賞選考会
20(金) 仏滅 大寒、納期の特例を受けた源泉所得税の納付期限
21(土) 大安 中国が春節休暇(～27日)
22(日) 先勝 旧暦1月1日

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

1/9(月) 成人の日

10(火) 26,176 △202	132.22 △2.02
11(水) 26,446 △270	132.41 ▽0.19
12(木) 26,450 △ 4	131.60 △0.81
13(金) 26,120 ▼330	128.37 △3.23

医療費控除の対象になる医療費とは

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（所得金額200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、超えた金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

なお、医療費を補填する保険金等がある場合は、補填の対象である医療費を限度として、支払った医療費から差し引きます。

◆ 医療費控除の対象になる費用、ならない費用

医療費控除の対象となる医療費は、医師等による診療・治療の費用や医薬品の購入費などで、病気の予防や健康維持のための費用は対象外となります。

◎市販医薬品の購入費用……風邪等を治療するための医薬品は対象ですが、ビタミン剤等は対象外です。

◎入院費用……入院の際の部屋代や食事代は対象ですが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用は対象外です。なお、病状などにより個室を使用する必要がある場合の差額ベッド代は対象です。

◎通院費用……電車やバスなどの交通機関を利用した場合は対象ですが、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場の料金は対象外です。

◎予防接種の費用……対象外です。

◎健康診断等の費用……対象外ですが、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけではなく健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ・はり代……治療であれば対象ですが、健康維持の場合は対象外です。

◎自由診療の費用……保険適用の有無に関わらず治療であれば対象ですが、病状に応じた一般的な治療費を大きく上回る場合や、美容目的は対象外です。

■この記事の詳細は、情報BOX201502

インボイス発行事業者登録制度の見直し

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が施行される本年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者が、申請期限（本年3月31日）後に登録申請書を提出する場合は期限内に提出ができないことについて「困難な事情」を記載することとなっていました。

令和5年度税制改正によって、申請期限後に提出する登録申請書に「困難な事情」の記載は不要となり、本年9月30日までの申請については、本年10月1日を登録開始日として登録されることになります。

なお、インボイス発行事業者の登録件数は昨年末時点で、198万9645件となっています。

経営者保証解除に向けた監督指針等の改正

金融庁は、経営者保証解除に向けて金融機関の監督指針等を改正し、本年4月から適用します。

金融機関は、経営者等との間で保証契約を締結する際に説明すべき内容として「どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかについて、債務者の状況に応じて個別具体的に説明を行う」ことが新たに求められます。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(金)です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

医療費控除の対象となる費用、ならない費用

◆医療費控除の概要

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費※1が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%）を超える場合、その超えた部分の金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を添付した確定申告書を提出する必要があります（領収書は5年間保存が必要）。なお、健康保険組合等から発行される「医療費通知（医療費のお知らせ）※2」を添付する場合は、通知に記載されている医療費について明細書の記載を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。

※1 対象となる医療費は、その年中に実際に支払われた医療費に限られます。また、医療費を補填する保険金等がある場合は、その給付目的となった医療費を限度として差し引きます。

※2 医療費通知への反映が間に合わない期間の医療費や市販薬の購入代、通院費、自由診療の医療費など通知に記載されない医療費がある場合は、領収書に基づき明細書への記載が必要です。

◆医療費控除の対象となる費用、ならない費用

医療費控除の対象となる医療費とは、医師や歯科医師に支払う診療・治療の費用のほか、病院までの交通費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象であり、治療等の費用は保険適用かどうかに関わらず自由診療であっても対象となります。

ただし、病気の予防や健康増進、美容のための費用や、病状に応じて一般的に支払われている金額を大きく上回る診療・治療の費用は対象なりません。

◎市販の医薬品の購入費用

風邪などを治療するための医薬品の購入費用は対象となります。ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための医薬品の購入費用は対象外です。

◎入院費用

入院の際の部屋代や、病院に対して支払う入院中の食事代は対象になりますが、寝巻きや洗面具などの身の回り品の購入費用、医師等に対するお礼は対象外です。また、個室に入院した際の差額ベッド代は、病状などにより個室を使用する必要のある場合は対象になりますが、本人や家族の都合だけで個室を使用する場合は対象外です。

◎通院のための交通費

電車やバス等の公共交通機関を利用した場合の交通費は対象（子供の通院に付添が必要な場合は付添人の交通費も含む）になりますが、タクシーは電車やバス等が利用できない場合や急を要する場合以外、対象外です。なお、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象外です。

◎歯の治療費

自由診療であっても、金やセラミックを歯の治療材料として使用することは一般的に行われているので、これらを使った治療の対価は対象になります。また、歯列矯正は受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は対象になりますが、容ぼうを美化するための歯列矯正の費用は対象外です。

◎人間ドック・健康診断等の費用

人間ドックや健康診断等は治療を行うものではないため原則として対象外ですが、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾病的治療を行った場合には、その健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ代やはり代

治療のためのマッサージ代やはり代は対象になりますが、健康維持の場合は対象外です。

◎予防接種の費用

疾病の予防のための費用は対象外です。

◎出産に伴う費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査、入院などの費用は対象になります。

◎不妊症の治療費や人工授精の費用

医師による診療等の対価として支払われる不妊症の治療費及び人工授精の費用は対象になります。

◎自己判断でPCR検査等を受けた場合の費用

新型コロナに感染していないことを明らかにするため、自己判断でPCR検査等を受けた場合の費用は対象外ですが、検査の結果、陽性であることが判明し治療を行った場合は対象となります。

◎海外旅行先で支払った医療費

海外旅行中の怪我などで現地の医者に対して支払った医療費も対象になります。